

## 共同事業の体制作り

国は家庭的保育の活用を広めるため、市区町村ごとに、家庭的保育者や連携する保育所などが集まり、共同で事業を行う体制作りを進める。来年度からモデル事業や始め、複数の保育者が安全情報やノウハウを共有したり、定期的な子どもを交流させたりすることを取る想定している。誰かが休みを取る時に別の保育者が子どもを預かる仕組みも検討する。

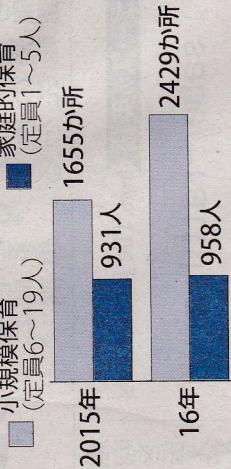
保育政策に詳しい日本総研の池本美香主任研究員は「家庭的保育者の研修を強化し、孤立解消を進めることが重要だ。そうすれば保護者にとっても保育所への選択肢となり、待機児童解消につながる」と話す。

入れなかった際、市の窓口で相沢さんを紹介された。「個人の家でちゃんと保育ができるのかと不安だったが、人数が少ない分、遊びも食事も子どものペースに合わせてくれる。長女は最初から相沢さんにお願ひしました」と話す。

## 保育所と連携義務

家庭的保育は、2015年に市町村認可事業となり、待機児童の受け皿の一つとして期待されている。しかし、厚生労働省によると、16年4月時点で全国に9,58人。前年より27人増えたが、同じ0〜

0〜2歳児の保育の受け皿  
※厚労省の資料より。数字は各年4月1日時点



模保育」(定員6〜19人)が約2,400か所あるのに比べると、広まっていない。

「個人で保育する責任感や自宅で行う負担感から、二の足を踏む人が多い」と相沢さんは話す。15年から国の補助が増えた一方、給食の提供が条件になったことも、負担感を強めているという。

制度上、家庭的保育者は近くの保育所などと連携することが義務づけられる。相沢さんも2か所の保育所と連携し行事などで交流するほか、自分が休む時の保育や、子どもが3歳になった後の受け入れで協力してもらった。しかし、厚労省の調査では3歳以降の受け入れ先を確保している保育者が35%にとどまるなど、連携は十分ではない。

相沢さんと市内の保育者24人は月に1度、集まって保育の悩みなどを話し合うほか、年に1度、家庭的保育を知ってもらうイベントも開いている。「主婦が子どもを見てくれると思われがちだが、責任の重い専門的な仕事。本当にやりたいという人が増えてくれるといいのだが」と話している。